

長 寿 第 5 0 0 号
平成 2 4 年 6 月 8 日

各通所介護・介護予防通所介護事業所管理者 様

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

通所介護・介護予防通所介護事業所における
生活相談員の資格要件について(通知)

通所介護・介護予防通所介護事業所(以下、「通所介護事業所」)における生活相談員の資格要件は、法例・通知等により特別養護老人ホームの生活相談員(社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者)に準ずるものとされています。

このたび、本県では、介護支援専門員が有する要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識や技術の内容に鑑み、「介護支援専門員」を「同等以上の能力を有すると認められる者」として取り扱うこととし、通所介護事業所における生活相談員の資格要件を次のとおりとしますので、適切な資格を有する職員配置について、よろしくお願いいたします。

なお、この取り扱いは、岡山県指定の通所介護事業所限りですので、ご留意願います。

記

岡山県指定の通所介護事業所における生活相談員の資格要件

- 1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」(従前のおり)
 - (1) 大学等で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(3科目主事)
 - (2) 厚生労働大臣指定の養成機関又は講習会の課程修了者
 - (3) 社会福祉士
 - (4) 厚生労働大臣指定の社会福祉事業従事者試験合格者
 - (5) 精神保健福祉士
 - (6) 大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者
- 2 「同等以上の能力を有すると認められる者」
 - (1) 介護支援専門員(今回追加)
- 3 適応開始時期
平成24年6月8日

(問合せ先)
岡山県保健福祉部長寿社会課
事業者指導班
TEL 086-226-7325